

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第2回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

9月19日（金）午前10時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員長）鈴木茂嗣

（委員）河内鏡太郎，佐々木茂夫，鳥越健治，水野武夫

（庶務）曾根大阪高裁総務課長，竹口大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）小野大阪高裁事務局長

4 議題

(1) 指名候補者について情報収集をする手順・方法（弁護士からの任官）

(2) 平成16年4月期の再任（判事任命）候補者について

(3) 司法修習生からの指名候補者についての情報収集について

(4) 日程その他

5 議事

(1) 説明者の出席

裁判官の任命手続の実情，大阪高裁内の実情等についての説明が必要な場合があることから，今後も，説明者として小野大阪高裁局長の出席を認めることが委員長から提案され，各委員了承のうえ，小野大阪高裁局長が出席した。

(2) 協議

ア 指名候補者について情報収集をする手順・方法（弁護士からの任官）

○ 庶務から，中央の委員会における弁護士からの任官に関する情報収集についての協議内容の要旨の説明があった。

○ 委員から，「弁護士からの任官希望者については，弁護士会において，秘密は守るからということで希望を募ってきた経緯がある。任官を希望しているということが情報提供の依頼を通じてオープンになってしまうと，希望どおり任官できなかった場合は採用されなかったという不名誉が明らかになってしまうし，任官希望者が減少する恐れもある。一方，弁護士からの任官希望者については，弁護士会で，一般人を入れて委員会を作り審議をしていることから，これまでの方法でよいのではないかという意見

が強い。東京などでは、地域委員会から情報提供の依頼が弁護士会になされたが、今回は会員に周知しないことにしたと聞いている。ただ、他方で、弁護士からの任官希望者に対してだけ特別扱いするのはいかなものかという意見もあり、今後は、任官を希望すれば一般的な情報収集の手続が行われることを前提として、弁護士任官の希望者を募ることになるだろうが、現在日弁連で方針を検討しているということである。」という意見が出された。これに対し、「再任希望者について一般的な情報収集が行われるのと矛盾するのではないか。」、「弁護士会内部でも、弁護士任官希望者について情報を提供したいという人はいるのではないか。」、「弁護士からの任官者だけがスクリーニングにかからないということは問題ではないか。」との意見が出された。

以上の議論をふまえ、弁護士からの任官候補者について情報収集をする手順・方法については、次のように取りまとめられた。

原則として中央の委員会の結論に従い、今後具体的に問題が生じた場合には、大阪地域委員会において改めて検討する。

イ 平成16年4月期の再任（判事任命）候補者について

○ 重点審議者についての情報収集の在り方

庶務から、第4回指名諮問委員会で重点審議者について審議、決定が行われたこと及び重点審議者についての情報収集の在り方等に関して審議された結果について説明があった。

以上をふまえて、重点審議者につき個別に検討した結果、中央の委員会からの要請に基づいて、地域委員会において重点審議者に関する情報収集を行う場合は、重点審議者であることを特定せずに、他の指名候補者と同様に、候補者名簿の提供による一般的な情報収集の方法により情報を収集することとされた。

○ 情報収集のための依頼文及びスケジュールについて

庶務から、依頼文の文案及びスケジュールについての提案及び説明があった。協議の結果、情報収集のための依頼文等については、次のようにまとめられた。また、寄せられた情報については、次回までに各委員が閲覧できるよう、庶務において準備することとなった。

情報収集の周知の依頼文の文案は、庶務からの提案のとおりとする。なお、大阪高裁所属の裁判官に関する情報を収集する場合の周知依頼先は、大阪高等検察庁及び大阪高裁管内の各地家裁に対応する弁護士会とする。

ウ 司法修習生からの指名候補者についての情報収集について

庶務から、第1回大阪地域委員会において、一部の委員から司法修習生から判事補への任命候補者についての地域委員会における情報収集の在り方について提起された問題について、中央の委員会で協議が行われ、その結果、「実務修習中の情報で重要なものについては、実務修習結果報告書に記載されているし、また、報告書提出後の事情についても追加的に報告してもらうことが可能なので、地域委員会においては、弁護士会、検察庁、裁判所に対し、指名候補者名簿を提供しての一般的な情報収集は行わないが、地域委員会に新任判事補候補者に関する特段の情報が寄せられた場合には、それを指名諮問委員会に提供してもらうこととされた。」との説明があった。これに対して、委員から、何もしなければ、「特段の情報」は入って来ないので、情報を得るために地域委員会の判断で情報収集をしてもよいのではないかと、中央の委員会の審議でも地域委員会の判断に委ねることになったと聞いている、という意見が出された。これについて、説明者から、中央の委員会の庶務からは、大阪地域委員会の庶務が説明したとおりの取り決めがされたと聞いているとの説明がなされた。

協議の結果、当面、司法修習生からの指名候補者について弁護士会等に名簿を提供する方法での一般的な情報収集は行わないが、この点については、なお第4回指名諮問委員会の議事要旨を確認することとされた。

エ その他

次回の委員会までに何らかの問題が生じた場合の対応の在り方について協議がされ、次のように取りまとめられた。

次回の委員会までに何らかの問題が生じた場合は、委員長が委員長代理と相談し、必要に応じて各委員に連絡するか、地域委員会を招集するなどして対応する。

(3) 次回の予定について

次回の委員会は、11月5日(水)午前10時から開催されることになった。